

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令 の改正について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2020年12月25日、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）」を公布しました。
（施行日：2020年12月25日）

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令
（令和2年厚生労働省令第208号）

<[https://public-comment.e-](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200264&Mode=1)

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200264&Mode=1](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200264&Mode=1)>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/index_00001.html>

<改正の内容>

（趣旨）

○令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「原則として全
ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制
改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、
通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、厚生労働省が
所管する省令において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続につい

て、国民や事業者等の押印等を不要とする改正を行うものです。

※「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されています。

○具体的には、「確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）様式第一号及び様式第二号」や「確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）様式第一号から様式第六号」等から、省令の規定中「印」を削ることとされました。

※なお、当社DB幹事先のお客様につきましては、「Nissay DB Information」（2021 年 2 月 3 日発行分）を、当社DC運管先のお客様につきましては、「ニッセイDC通信」（2021 年 2 月 1 日発行分）を併せてご確認ください。

○また、以下の通知・事務連絡において、通知等に基づく様式についても押印等を不要とする等、所要の改正が行われました。併せて、同通知等では、法令や通知等に基づく様式とは別に、厚生局で独自に定められている様式等についても、押印を求める手続の見直しに積極的に取り組むよう求められています。

- ・押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について（令和 2 年 12 月 25 日 年発 1225 第 8 号）
- ・押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について（令和 2 年 12 月 25 日 年企発 1225 第 12 号）
- ・押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡の改正について（令和 2 年 12 月 25 日事務連絡）

○なお、企業年金制度の運営にあたり、基金・事業所内で定められている手続・様式については、今回、方針が示されておりませんが、今後、判明次第お知らせしてまいります。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS ・ 基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202102-170-0641-D